

山梨県公報

号外第二十号

令和二年

三月三十一日

火曜日

目次

告示

○令和二年度予算の公表……………一

告示

山梨県告示第百三十八号

令和二年二月定例県議会において議決を経た令和二年度山梨県一般会計予算ほか十四件は、次のとおりである。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 令和二年度山梨県一般会計予算

令和二年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ457,684,788円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県 税		91,813,452
	1 県 民 税	33,326,400
	2 事 業 税	21,784,650
	3 地 方 消 費 税	13,563,400
	4 不 動 産 取 得 税	1,856,800
	5 県 た ば こ 税	902,100
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	705,850
	7 軽 油 引 取 税	7,208,650
	8 自 動 車 税	12,423,450
	9 鉱 区 税	250
	10 固 定 資 産 税	2
11 狩 猟 税	12,050	

	12 旧法による税	29,850
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	37,154,385
3 地方譲与税		14,760,256
	1 特別法与事業税	13,210,000
	2 地方揮発油譲与税	1,331,000
	3 石油ガス譲与税	71,000
	4 自動車重量譲与税	86,000
	5 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金	6 森林環境譲与税	62,255
	1 地方特例交付金	483,000
5 地方交付税		131,399,000
	1 地方交付税	131,399,000

6 交通 安全 対 策 金 交 通 別 交 付			271,000
	1 交 通 別 交 付 策 金		271,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金			1,905,330
	1 負 担 金		1,905,330
8 使 用 料 及 び 手 数 料			7,605,059
	1 使 用 料		6,022,115
	2 手 数 料		1,582,944
9 国 庫 支 出 金			53,433,335
	1 国 庫 負 担 金		19,064,478
	2 国 庫 補 助 金		33,249,441
	3 国 庫 委 託 金		1,119,416
10 財 産 収 入			575,555
	1 財 産 運 用 収 入		348,501
	2 財 産 売 払 収 入		227,054

11 寄 附 金			180,064
	1 寄 附 金		180,064
12 繰 入 金			17,514,179
	1 特 別 会 計 繰 入 金		1,045,672
	2 基 金 繰 入 金		16,468,507
13 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
14 諸 収 入			44,569,172
	1 延滞金、加算金及び 過 料 等		142,679
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入		28,260
	3 貸付金等償還金		38,719,777
	4 受託事業収入		1,604,877
	5 収益事業収入		2,146,318
	6 利子割精算金収入		1

	7 雑 入	1,927,260
15 県 債		56,021,000
	1 県 債	56,021,000
歳 入 合 計		457,684,788

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,010,412
	1 議 会 費	1,010,412
2 総 務 費		31,685,491
	1 総 務 管 理 費	12,937,890
	2 企 画 費	9,553,272
	3 徴 税 費	3,739,533
	4 市 町 村 振 興 費	1,945,234

3 民 生 費	5 選 挙 費	12,747
	6 防 災 費	2,552,991
	7 統 計 調 査 費	655,392
	8 人 事 委 員 会 費	126,758
	9 監 査 委 員 會 費	161,674
	57,287,448	
	1 社 会 福 祉 費	41,837,473
	2 兒 童 福 祉 費	14,267,725
	3 生 活 保 護 費	1,053,366
4 衛 生 費	4 災 害 救 助 費	128,884
	16,846,477	
	1 公 衆 衛 生 費	3,974,517
	2 環 境 衛 生 費	2,691,359
3 保 健 所 費	1,039,404	

5 労働費	4 医薬費	9,141,197
	1 労働政費	1,700,741
	2 職業訓練費	163,061
	3 労働力対策費	1,271,997
6 農林水産業費	4 労働委員会費	182,345
		83,338
	1 農業水産業費	24,245,539
	2 畜産業費	4,487,305
7 商工費	3 農地費	1,285,398
	4 林業費	8,864,987
		9,607,849
	1 商工費	25,743,403
	2 観光費	25,007,419
		735,984

8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	2,840,613
	2 道 路 橋 り ょ う 費	36,237,401
	3 河 川 砂 防 費	15,168,005
	4 都 市 計 画 費	8,103,086
	5 住 宅 費	9,299,134
9 警 察 費	23,759,692	
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	21,247,535
	2 警 察 活 動 費	2,512,157
	1 教 育 総 務 費	16,380,839
	2 小 学 校 費	24,784,359
	3 中 学 校 費	14,959,801
4 高 等 学 校 費	16,949,783	

11 災 害 復 旧 費	5	特 別 支 援 学 校 費	7,061,080
	6	社 会 教 育 費	2,638,511
	7	保 健 体 育 費	693,236
	8	大 学 費	1,184,211
	9	私 学 振 興 費	5,698,839
			3,866,193
	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	844,451
	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,021,742
			75,375,657
12 公 債 費	1	公 債 費	75,375,657
			34,124,837
13 諸 支 出 金	1	財 政 調 整 基 金 積 立 金	7,407
	2	自 然 保 護 基 金 積 立 金	50
	3	土 地 開 発 基 金 積 立 金	2,125

	4	公事業施設整備立等金	13,823
		5 諸費	34,101,432
14	予備費		40,000
	1	予備費	40,000
歳出合計			457,684,788

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 商工費	1 商工費	産業技術センター 高度技術事業 移設費	2,004,735	令和2年度	161,937
				令和3年度	1,691,492
				令和4年度	151,306

第3表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度	額
令和2年度に銀行その他の金融機関が、山				

<p>梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。</p>	<p>令和2年度から令和3年度まで</p>	<p>6,689,530千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額</p>
<p>新税務システムの改修について委託契約を締結すること。</p>	<p>令和2年度から令和3年度まで</p>	<p>22,110千円</p>
<p>自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。</p>	<p>令和2年度から令和3年度まで</p>	<p>9,097千円</p>
<p>統合宛名システムの設定変更等について委託契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>1,216千円</p>
<p>令和2年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度から令和7年度まで</p>	<p>420,000千円</p>
<p>令和2年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度から令和5年度まで</p>	<p>23,100千円</p>
<p>令和2年度に看護職員修学資金について貸付けを決定すること。</p>	<p>令和3年度から令和5年度まで</p>	<p>120,564千円</p>
<p>令和2年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>令和2年度から令和3年度まで</p>	<p>473,220千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額</p>

<p>山梨県信用保証協会が、令和2年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>令和2年度から 令和19年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことにより生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>
<p>県内中小企業者の新技術、新製品の研究開発事業（やまなしイノベーション創出事業）に対し助成すること。</p>	<p>令和2年度から 令和3年度まで</p>	<p>40,000 千円</p>
<p>令和2年度にもつくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定すること。</p>	<p>令和2年度から 令和12年度まで</p>	<p>49,296 千円</p>
<p>令和2年度に緊急離転職者訓練事業（介護</p>		

福祉士養成コース等) について委託契約を締結すること。	令和3年度から令和4年度まで	60,093 千円
令和2年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和2年度から令和12年度まで	260,793千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額
令和2年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和22年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
令和2年度融資に係る農業災害対策資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和12年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
令和2年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和17年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
令和2年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和12年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
令和2年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和27年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
令和2年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和17年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内

令和2年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和17年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.22%以内
令和2年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給を行うこと。	令和3年度から令和27年度まで	融資限度額 260,000千円の利率年 0.2%以内
令和2年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和2年度から令和11年度まで	6,999,177千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額
一般国道140号道路改良工事1工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	400,000千円
一般国道140号道路改良工事2工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	300,000千円
一般国道140号道路改良工事3工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	300,000千円
一般国道411号道路改良工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000千円
一般国道411号道路改良工事(甲府市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和3年度	90,000千円
一般国道139号道路改良工事1工区(大月)	令和3年度	300,000千円

市) について請負契約を締結すること。			
一般国道139号道路改良工事2工区(大月市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000 千円
一般国道139号道路改良工事(北都留郡小菅村) について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000 千円
一般国道411号道路改良工事1工区(甲州市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		300,000 千円
一般国道411号道路改良工事2工区(甲州市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000 千円
一般国道411号道路改良工事3工区(甲州市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		150,000 千円
一般国道411号道路改良工事4工区(甲州市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		400,000 千円
一般国道411号道路改良工事5工区(甲州市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		300,000 千円
一般国道411号舗装工事(甲州市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		200,000 千円
一般国道413号道路改良工事(南都留郡道志村) について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000 千円

<p>一般国道411号道路改良工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>主要地方道市川三郷富士川線道路改良工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>主要地方道上野原丹波山線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>50,000 千円</p>
<p>主要地方道甲斐早川線道路改良工事（南アサヒ市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>主要地方道河口湖精進線道路改良工事1工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>70,000 千円</p>
<p>主要地方道河口湖精進線道路改良工事2工区（南都留郡富士河口湖町）について請負</p>	<p>令和3年度</p>	<p>70,000 千円</p>

<p>契約を締結すること。</p>		
<p>主要地方道韮崎増富線江草大渡トンネル(仮称)新設工事(北杜市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度から 令和4年度まで</p>	<p>700,000 千円</p>
<p>主要地方道四日市場上野原線道路改良工事(上野原市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>50,000 千円</p>
<p>主要地方道甲斐早川線道路改良工事3工区(南巨摩郡早川町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度から 令和4年度まで</p>	<p>800,000 千円</p>
<p>一般県道天神平甲府線道路改良工事(甲府市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>一般県道中下条甲府線道路改良工事(甲府市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>一般県道塩山停車場大菩薩嶺線道路改良工事(甲州市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>一般県道休息山梨線道路改良工事(甲州市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>100,000 千円</p>

一般県道市之蔵山梨線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000 千円
一般県道柵原藤野線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般県道大野夏狩線道路改良工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一般国道140号本線橋上部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	1,200,000 千円
一般国道140号落合2号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	400,000 千円
一般国道140号落合6号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	500,000 千円
一般国道140号濁川・平等川橋（仮称）上部工事（甲府市、笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	1,700,000 千円
一般国道140号東油川高架橋（仮称）下部工事2工区（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度から 令和4年度まで	700,000 千円

<p>一般国道411号一之瀬高橋1号橋(仮称)下部工事(甲州市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>一般国道413号子ッ沢橋(仮称)下部工事(南都留郡道志村)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>主要地方道市川三郷富士川線富士橋下部工事1工区(南巨摩郡富士川町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>主要地方道市川三郷富士川線富士橋下部工事2工区(南巨摩郡富士川町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>450,000 千円</p>
<p>主要地方道市川三郷富士川線富士橋上部工事(南巨摩郡富士川町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度から 令和5年度まで</p>	<p>3,500,000 千円</p>
<p>主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ橋下部工事(甲府市、甲斐市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>主要地方道四日市場上野原線新寺下橋下部工事(上野原市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>100,000 千円</p>

一般県道梁川猿橋線太田2号橋(仮称)下部工事(大月市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000千円
一般県道梁川猿橋線太田2号橋(仮称)上部工事(大月市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000千円
一般県道高畑谷村停車場線院辺橋撤去工事(都留市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000千円
一般県道富士吉田西桂線笹子橋撤去工事(富士吉田市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000千円
一般国道139号電線共同溝工事(富士吉田市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000千円
一般国道358号右左口トンネル照明設備設置工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000千円
主要地方道甲府韭崎線電線共同溝工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000千円
主要地方道都留道志線歩道新設工事(都留		

市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000 千円
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事1工区(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		80,000 千円
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事2工区(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		70,000 千円
一般県道富士河口湖富士線電線共同溝工事(南都留郡富士河口湖町) について請負契約を締結すること。	令和3年度		60,000 千円
一般国道139号深城橋補修工事(大月市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		180,000 千円
一般国道140号鷄冠山大橋補修工事(山梨市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000 千円
一般国道140号西沢大橋補修工事(山梨市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000 千円
主要地方道甲府韭崎線千松橋補修工事(甲府市、甲斐市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000 千円

<p>主要地方道富士川身延線御座岩3号栈道橋補修工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎南アルプス中央線小桐橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>40,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎南アルプス中央線八幡沢川橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>30,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎南アルプス中央線御勅使上橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>40,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎南アルプス中央線豊積橋補修工事（中央市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>100,000 千円</p>
<p>主要地方道茅野北杜韮崎線重久1号橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>40,000 千円</p>
<p>主要地方道茅野北杜韮崎線重久2号橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>40,000 千円</p>

<p>主要地方道韮崎増富線駒井橋補修工事（韮崎市、北杜市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>50,000 千円</p>
<p>主要地方道甲府山梨線舞鶴棧道橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>120,000 千円</p>
<p>主要地方道上野原あきる野線鏡渡橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>70,000 千円</p>
<p>主要地方道上野原あきる野線桐原大橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度から 令和4年度まで</p>	<p>200,000 千円</p>
<p>主要地方道四日市場上野原線与繩橋補修工事（都留市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>50,000 千円</p>
<p>主要地方道四日市場上野原線落合橋補修工事（都留市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>50,000 千円</p>
<p>主要地方道四日市場上野原線板崎橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>50,000 千円</p>

一般県道中下条甲府線金竹跨線橋補修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	120,000 千円
一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事 (笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	150,000 千円
一般県道石和温泉停車場線鵜飼橋補修工事 (笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	75,000 千円
一般県道桑西下真木線小佐野橋補修工事 (大月市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一般県道金山大月線昭和橋補修工事 (大月市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
一般県道須玉中田線桐木橋補修工事 (韮崎市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
一般県道富士河口湖富士線河口湖大橋補修工事 (南都留郡富士河口湖町) について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
一般河川芦川基幹河川改修工事1工区 (西八代郡市川三郷町) について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円

<p>一級河川芦川基幹河川改修工事2工区(西八代郡市川三郷町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>50,000 千円</p>
<p>一級河川芦川基幹河川改修工事3工区(西八代郡市川三郷町)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>50,000 千円</p>
<p>一級河川鎌田川基幹河川改修工事1工区(中央市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>130,000 千円</p>
<p>一級河川鎌田川基幹河川改修工事2工区(中央市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>130,000 千円</p>
<p>一級河川鎌田川基幹河川改修工事3工区(中央市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>130,000 千円</p>
<p>一級河川鎌田川基幹河川改修工事4工区(中央市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>130,000 千円</p>
<p>一級河川鎌田川基幹河川改修工事5工区(中央市)について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>130,000 千円</p>

一級河川渋川基幹河川改修工事1工区(笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川渋川基幹河川改修工事2工区(笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	5,000 千円
一級河川平等川基幹河川改修工事(笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
一級河川八糸川改修工事(南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	80,000 千円
一級河川浅利川改修工事(中央市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
一級河川間門川排水機場整備工事1工区(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円
一級河川間門川排水機場整備工事2工区(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円
一級河川間門川排水機場整備工事3工区(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	200,000 千円

一級河川古川改修工事1工区(韮崎市)について請負契約を締結すること。	令和3年度		70,000千円
一級河川古川改修工事2工区(韮崎市)について請負契約を締結すること。	令和3年度		10,000千円
一級河川鎌田川改修工事1工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000千円
一級河川鎌田川改修工事2工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000千円
一級河川鎌田川改修工事3工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度		100,000千円
一級河川流川改修工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度		50,000千円
一級河川貢川改修工事(甲斐市)について請負契約を締結すること。	令和3年度		50,000千円
一級河川湯川改修工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和3年度		50,000千円
一級河川寺川改修工事(南都留郡富士河口湖町)について請負契約を締結すること。	令和3年度		50,000千円
一級河川新名庄川改修工事(南都留郡忍野)	令和3年度		50,000千円

村) について請負契約を締結すること。			
一級河川五明川排水機場補修工事 (南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		80,000 千円
富士川水系谷津川通常砂防工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		70,000 千円
富士川水系壺沢川通常砂防工事 (韮崎市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		70,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事 (韮崎市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		60,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事1工区 (南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		70,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事2工区 (南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		60,000 千円
富士川水系大和川通常砂防工事 (南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和3年度		50,000 千円

富士川水系堰野川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和3年度		50,000 千円
富士川水系漆川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和3年度		50,000 千円
富士川水系市之瀬川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和3年度		40,000 千円
富士川水系桐の木沢通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和3年度		50,000 千円
富士川水系天川通常砂防工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度		80,000 千円
富士川水系戸倉川通常砂防工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度		70,000 千円
富士川水系狐川通常砂防工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度		60,000 千円
富士川水系天狗沢通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和3年度		80,000 千円
富士川水系中の入沢通常砂防工事（甲州	令和3年度		70,000 千円

市) について請負契約を締結すること。			
富士川水系日川通常砂防工事 1 工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和 3 年度		100,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事 2 工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和 3 年度		70,000 千円
富士川水系雨河内川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 3 年度		70,000 千円
富士川水系大津賀沢通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 3 年度		70,000 千円
富士川水系下天神沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 3 年度		60,000 千円
富士川水系湯沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 3 年度		80,000 千円
富士川水系中沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 3 年度		80,000 千円

<p>富士川水系身延川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>80,000 千円</p>
<p>富士川水系鯨野川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>80,000 千円</p>
<p>富士川水系南俣川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>70,000 千円</p>
<p>富士川水系国見沢通常砂防工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>70,000 千円</p>
<p>相模川水系幕沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>60,000 千円</p>
<p>相模川水系糠時沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>60,000 千円</p>
<p>相模川水系小沢川通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>40,000 千円</p>

相模川水系藤沢川通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	90,000 千円
相模川水系ネントウ川通常砂防工事 (大月市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
相模川水系下川通常砂防工事 (上野原市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
相模川水系平久住川通常砂防工事 (南都留郡道志村) について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
相模川水系倉見下川通常砂防工事 (南都留郡西桂町) について請負契約を締結すること。	令和3年度	50,000 千円
富士川水系芦沢川火山砂防工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	70,000 千円
富士川水系不動沢火山砂防工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	100,000 千円
富士川水系増富沢火山砂防工事 (北杜市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
富士川水系菅口沢火山砂防工事 (甲斐市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円

<p>富士川水系朝沢火山砂防工事（南都留郡山中湖村）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>50,000 千円</p>
<p>押手沢地区急傾斜地崩壊対策工事（山梨市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>70,000 千円</p>
<p>若林地区急傾斜地崩壊対策工事（山梨市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>60,000 千円</p>
<p>中村地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>30,000 千円</p>
<p>七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>70,000 千円</p>
<p>中村地区急傾斜地崩壊対策工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>30,000 千円</p>
<p>松留地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>20,000 千円</p>
<p>奥平地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>20,000 千円</p>
<p>横道地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>60,000 千円</p>

と。			
久保地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度		50,000千円
小田船原地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和3年度		60,000千円
西根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和3年度		80,000千円
東根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和3年度		60,000千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事1工区（甲府市）について物件移転補償契約を締結すること。	令和3年度		90,000千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事2工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和3年度		150,000千円
都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事			

<p>(甲府市) について請負契約を締結すること。</p> <p>都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道路改良工事 (甲府市) について物件移転補償契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>60,000 千円</p>
<p>都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>240,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>84,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 1工区 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 2工区 (甲斐市) について請負契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。</p>	<p>令和3年度</p>	<p>30,000 千円</p>

小瀬スポーツ公園陸上競技場改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	48,000 千円
小瀬スポーツ公園球技場改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	48,000 千円
小瀬スポーツ公園武道館照明設備改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	102,000 千円
小瀬スポーツ公園アイスアリーナ照明設備改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	42,000 千円
富士北麓公園体育館内外壁改修工事 (富士吉田市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	60,000 千円
富士北麓公園体育館昇降設備改修工事 (富士吉田市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	42,000 千円
県営住宅貢川団地改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和3年度	465,000 千円
県営住宅貢川団地改修工事 (甲府市) の監	令和3年度	11,900 千円

理業務について委託契約を締結すること。				
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）の設計業務について委託契約を締結すること。	令和3年度			56,500 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	令和3年度			2,337 千円

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,838,000	普通通債 貸券 借発 又行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見た後においては、当該利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	1,817,000	同上	同上	同上

道路橋りょう費	8,479,000	同	上	同	上	同	上
河川砂防費	3,693,000	同	上	同	上	同	上
都市計画費	1,277,000	同	上	同	上	同	上
住宅費	412,000	同	上	同	上	同	上
国直轄事業費負担金	7,764,000	同	上	同	上	同	上
災害復旧費	1,286,000	同	上	同	上	同	上
山梨県立大学整備費	15,000	同	上	同	上	同	上
公共施設等長寿命化等事業費	2,167,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線整備費	1,197,000	同	上	同	上	同	上
緊急消防援助隊車両資機材等整備費	2,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金貸付	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	42,000	同	上	同	上	同	上
障害児(者)施設整備費	16,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,997,000	同	上	同	上	同	上

愛宕山こどもの国整備費	10,000	同	上	同	上	同	上
ハッ岳牧場整備費	83,000	同	上	同	上	同	上
総合農業技術センター整備費	41,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	2,127,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	386,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	3,298,000	同	上	同	上	同	上
了有施設管理有費	196,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	655,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備費	34,000	同	上	同	上	同	上
県立文学館改修費	30,000	同	上	同	上	同	上
駐在所等整備費	58,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	1,314,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舎整備費	6,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	227,000	同	上	同	上	同	上

臨時財政対策債	15,550,000	同	上	同	上	同	上
計	56,021,000						

2 令和2年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

令和2年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,954,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

**第1表 歳入歳出予算
歳入**

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,972,953
	1 使用料	1,972,953

3 県 支 出 金			1 県 補 助 金	1,730,329
4 財 産 収 入			1 財 産 運 用 収 入	2,642,633
			2 財 産 売 払 収 入	2,305,309
				337,324
				6,001
5 寄 附 金			1 寄 附 金	373,396
6 繰 越 金			1 繰 越 金	3,528
7 諸 収 入			1 受 託 事 業 収 入	560
			2 延 滞 金、加 算 金 及 び 料 過	2,967
			3 雑 入	1,220,462
8 県 債				

	1 県	債	1,220,462
歳入	合計		7,954,302

歳出

款	項	金額
1 管理費		938,274
	1 管理費	938,274
2 事業費		3,359,205
	1 事業費	3,359,205
3 交付金		2,059,316
	1 交付金	2,059,316
4 公債費		1,286,507
	1 公債費	1,286,507
5 繰出金		310,000

	1 一般会計繰出金	310,000
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	7,954,302

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	593,000	普通債券 貸券 借発 又行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該利 直率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとある。
林道災害復旧費	48,000	同	同上	同上

借換債	579,462	同上	同上	同上
計	1,220,462			

3 令和2年度山梨県災害救助基金特別会計予算

令和2年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,622千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		74,097
	1 国庫負担金	74,097
2 財産収入		52
	1 財産運用収入	52

3 繰 入 金			
	1 繰 入 金		102,473
4 県 債			
	1 県 債		81,000
歳 入	合 計		257,622

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		257,622
	1 災 害 救 助 費	257,622
歳 出	合 計	257,622

第2表 地方債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
-----------	-------	-----------	-----	-----------

災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

4 令和2年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ166,807千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	1,220
	2 繰越金	109,653
2 繰越金	1 繰越金	109,653

3 諸 収 入			
	1 貸付金元利収入		55,928
	2 雑 入		6
歳 入	合 計		166,807

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費		113,351
	1 母子父子寡婦福祉費	113,351
2 公 債 費		34,281
	1 公 債 費	34,281
3 繰 出 金		19,175
	1 一般会計繰出金	19,175

歳 出 合 計	166,807
---------	---------

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
令和2年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	令和3年度から令和7年度まで		83,124 千円

5 令和2年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

令和2年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,476,891千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款 項	項 目	金 額
1 繰 越 金		
	1 繰 越 金	546,685

2 諸 收 入	1 貸付金償還金	1,280,206
	2 雑 入	2
	3 県 債	650,000
	1 県 債	650,000
歳 入	合 計	2,476,891

歳 出

1 中 小 企 業 貸 付 金	1 中 小 企 業 貸 付 金	2,476,891
	1 中 小 企 業 貸 付 金	2,476,891
	歳 出 合 計	2,476,891

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
-----	-----	-----	---

<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、令和2年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>令和2年度から令和12年度まで</p>	<p>借入元本500,000千円の元利合計金額(遅延利息を含む。)の45%以内(リースにあっては50%以内)</p>
---	------------------------	--

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備導入資金貸付金	650,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。
計	650,000			

6 令和2年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
 令和2年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000,358千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	金	800,000

	繰越金	1 繰入金	800,000
		2 繰越金	49,800
3 諸収入			1,150,558
		1 貸付金元利収入	1,150,558
歳入	合計		2,000,358

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金貸付		2,000,358
	1 資金貸付金	2,000,358
歳出	合計	2,000,358

7 令和2年度山梨県税証紙特別会計予算
令和2年度山梨県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ982,554千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		982,553
	1 県税証紙収入	982,553
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	982,554

歳出

款	項	金額
1 繰出金		982,554
	1 一般会計繰出金	982,554
歳出	合計	982,554

8 令和2年度山梨県集中管理特別会計予算

令和2年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,753,913千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	51,607
2 繰入金	1 繰入金	58,131
3 繰越金	1 繰越金	1
4 諸収入	1 振替収入	103,644,174
歳入 合計		103,753,913

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費	1 自動車管理費	35,709
2 給与管理費	1 給与管理費	103,623,992
3 通信管理費	1 通信管理費	72,520
4 車両燃料管理費	1 車両燃料管理費	21,692
歳出	合計	103,753,913

9 令和2年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和2年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,842千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に

よる。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	1,566
	1 繰入金	1,566
2 繰越金	1 繰越金	53,931
	1 繰越金	53,931
3 諸収入	1 貸付金償還金	28,593
	2 雑入	2
	1 貸付金償還金	28,593
4 県債	1 県債	5,750
	1 県債	5,750
歳入	合計	89,842

歳出

歳出		
----	--	--

款	項	金額
1 林業・木材貸付金改善資金貸付金	1 資金貸付金	72,590
2 木材産業等高度化推進資金貸付金	1 資金貸付金	17,252
歳出合計		89,842

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金貸付金	5,750	普通貸借	1.0%以内	独立行政法人農林漁業信用基金の定める融資条件による。
計	5,750			

10 令和2年度山梨県公債管理特別会計予算

令和2年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,806,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	124,687
2 繰入金	1 一般会計繰入金	75,355,657
	2 基金繰入金	6,883,656
3 県債	1 県債	53,442,830
歳入	合計	135,806,830

歳出

款	項	金額
1 公債費		135,682,143

	1 公債費	135,682,143
2 諸支出金		124,687
	1 県債管理基金積立金	124,687
歳出	合計	135,806,830

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	53,442,830	普通債 貸券 借券 発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行って 後において は、当該利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	53,442,830			

11 令和2年度山梨県国民健康保険特別会計予算

令和2年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,028,034千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		50,648,630
	1 負担金	50,648,630
2 国庫支出金		22,203,277
	1 国庫負担金	15,906,821
	2 国庫補助金	6,296,456
3 財産収入		152
	1 財産運用収入	152
4 繰入金		5,092,582
	1 一般会計繰入金	4,992,582

5	繰越金	2	基金繰入金	100,000
		1	繰越金	1
6	諸収入			83,392
		1	貸付金償還金	83,392
歳入		合計		78,028,034

歳出

1	総務費	款 項		金額	
		1	総務管理費	43,527	
		2	国民健康保険運営費 協 議 会	465	
		2		保険給付費等	62,217,687
		1	保険給付費等交付金	62,217,687	

3 介護納付金			4,437,900
	1 介護納付金		4,437,900
4 前期高齢者納付金			14,574
	1 前期高齢者納付金		14,574
5 後期高齢者支援金			11,139,095
	1 後期高齢者支援金		11,139,095
6 病床転換支援金			66
	1 病床転換支援金		66
7 共同事業拠出金			75,312
	1 共同事業拠出金		75,312
8 保健事業費			15,864
	1 保健事業費		15,864
9 諸支出金			83,544
	1 国民健康保険財政 安定化基金積立金		83,544

歳 出 合 計

78,028,034

12 令和2年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間目標供給電力量 491,725,500 キロワットアワー
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 電気事業収益 6,240,154千円
 第1項 営業収益 4,963,247千円
 第2項 財務収益 9,865千円
 第3項 事業外収益 1,267,012千円
 第4項 特別利益 30千円

支出

- 第1款 電気事業費用 5,785,975千円
 第1項 営業費用 4,466,963千円
 第2項 財務費用 10,185千円
 第3項 事業外費用 1,303,797千円
 第4項 特別損失 30千円
 第5項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額5,496,738千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額194,767千円、減債積立金153,994千円、建設改良積立金502,203千円、中小水力発電開発改良積立金815,000千円、地域文化振興等積立金769,000千円及び過年度分損益勘定留保資金3,061,774千円で補填するものとする。)

収入

- 第1款 資本的収入 44,660千円
 第1項 定期資産売却代金 10千円
 第2項 長期貸付金償還金 34,650千円

第3項 国庫補助金 10,000千円

第1款 資本的支出

- 第1項 水電力発電所建設費 5,541,398千円
 第2項 小水力発電所建設費 491,000千円
 第3項 水業務発電設備改良費 22,000千円
 第4項 事業外発電設備改良費 1,623,293千円
 第5項 水力発電地点等開改良調査費 13,657千円
 第6項 水力発電設備改良調査費 97,900千円
 第7項 水企投出 46,024千円
 第8項 水企投出 13,530千円
 第9項 水企投出 153,994千円
 第10項 水企投出 2,400,000千円
 第11項 水企投出 180,000千円
 (継続費) 500,000千円

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	下釜口発電所 リブレース事業	109,878千円	令和2年度	2,200千円
				令和3年度	
				令和4年度	
				令和5年度	
1 資本的支出	3 水力発電設備改良費	下釜口発電所 リブレース事業	473,000千円	令和2年度	162,128千円
				令和3年度	
				令和4年度	

	塩川発電所 改修事業	135,300千円	令和4年度	460,900千円
			令和2年度	
			令和3年度	135,300千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等

1,078,651千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,112,528千円と定める。

13 令和2年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給湯口数 488口
- (2) 年間総給湯量 717,000立方メートル
- (3) 一日平均給湯量 1,964立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 温泉事業収益	142,213千円
第1項 営業収益	135,975千円
第2項 営業外収益	6,228千円
第3項 特別利益	10千円
支 出	
第1款 温泉事業費用	148,303千円

第1項 営業費用	139,607千円
第2項 営業外費用	7,356千円
第3項 特別損失	340千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額33,430千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額540千円、建設改良積立金27,500千円及び過年度分損益勘定留保資金5,390千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入

10千円

第1項 固定資産売却代金

10千円

支 出

第1款 資本的支出

33,440千円

第1項 温泉事業設備改良費

33,440千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等

44,356千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,452千円と定める。

14 令和2年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 丘の公園年間総収容人員 232,800人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 地域振興事業収益	140,492千円
第1項 営業収益	140,400千円
第2項 営業外収益	82千円
第3項 特別利益	10千円

支出

第1款 地域振興事業費用	139,574千円
第1項 営業費用	130,337千円
第2項 営業外費用	8,227千円
第3項 特別損失	10千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額61,063千円は、過年度分損益勘定留保資金38,046千円及び当年度分損益勘定留保資金23,017千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	10千円
第1項 固定資産売却代金	10千円

支出

第1款 資本的支出	61,073千円
第1項 地域振興事業設備改良費	25,422千円
第2項 他会計借入金償還金	34,651千円
第3項 予備費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

15 令和2年度山梨県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総処理水量 48,451,000㎥
- (2) 1日平均処理水量 132,742㎥
- (3) 流域関連市町村数 19市町村
- (4) 建設改良費 1,698,318千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	9,168,920千円
第1項 営業収益	3,694,501千円
第2項 営業外収益	5,534,419千円

支出

第1款 下水道事業費用	9,175,538千円
第1項 営業費用	8,951,021千円
第2項 営業外費用	214,413千円
第3項 特別損失	9,104千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,256,139千円は、当年度分損益勘定留保資金1,256,139千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	1,727,958千円
第1項 企業補助金	373,640千円
第2項 国庫補助金	882,000千円
第3項 市町村負担金	402,607千円
第4項 他会計補助金	69,711千円

支出

第1款 資本的支出	2,984,097千円
第1項 建設改良費	1,698,318千円
第2項 企業債償還金	1,285,779千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ105,812千円及び469,072千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター管理本館耐震工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	230,000 千円
富士北麓流域下水道建設事業に係る河口湖第2中継ポンプ場設備更新工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和3年度	40,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター放流ロゲート設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	72,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川清流センター水処理設備更新工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和3年度	180,000 千円

（企業債）
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	344,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、後は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
企業還金	29,640千円	同上	同上	同上
計	373,640千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項と経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等 188,742千円
(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,764,010千円である。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番